

市第59号議案 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

1 提案理由

令和6年8月30日に「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」が公布され、10月1日に「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）」の一部が改正されました。

これに伴い、関連する「横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月市条例第63号）」の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 救護施設に関する改正（第21条）

入所者の個別支援計画の作成が義務付けられたため、個別支援計画の作成に関する規定を追加します。

(2) 更生施設に関する改正（第26条第1項及び第27条第1項）

「更生計画」を「個別支援計画」に改めます。

3 施行予定日

公布の日